

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 17



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規 則

- 職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 (※) (企画課取扱い) 2

訓 令

- 鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (※) (総務事務センター取扱い) 3

規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第35号

職員の給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「総務部文化スポーツ局長
総務部男女共同参画局長
子育て・高齢者支援総括監
本港区まちづくり総括監」 を 「総務部男女共同参画局長
地域政策総括監
子育て・高齢者支援総括監」 に改める。

別表第 1 の 2 中 「医療審議監」 を 「医療審議監
本港区まちづくり総括監」 に改める。

別表第 2 中 「部次長
総務部文化スポーツ局次長」 を 「部次長」 に改める。

別表第 3 中 「暮らし安全対策監
集落活性化推進監」 を 「暮らし安全対策監」 に、

「人財確保育成監
産業支援対策監
ベトナム人材受入推進監」 を 「人財確保育成監」 に改める。

(鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県規則第23号) の一部を次のように改正する。

別表中「暮らし保健福祉部保健医療福祉課屋久島町駐在機関」を「暮らし保健福祉部医師・看護人材課屋久島町駐在機関」に、「PR・観光戦略部観光課奄美市駐在機関」を「観光・文化スポーツ部観光課奄美市駐在機関」に、

「

大島郡	瀬戸内町	暮らし保健福祉部保健医療福祉課瀬戸内町駐在機関
-----	------	-------------------------

 を 」

「	大島郡	大和村	大島支庁総務企画部大和村駐在機関	に、
		瀬戸内町	くらし保健福祉部医師・看護人材課瀬戸内町駐在機関	

「くらし保健福祉部保健医療福祉課薩摩川内市駐在機関」を「くらし保健福祉部医師・看護人材課薩摩川内市駐在機関」に、「くらし保健福祉部保健医療福祉課奄美市駐在機関」を「くらし保健福祉部医師・看護人材課奄美市駐在機関」に、「大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在」を「大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在 大島支庁総務企画部奄美市駐在機関」に、「総務部文化スポーツ局文化振興課湧水町駐在機関」を「観光・文化スポーツ部文化振興課湧水町駐在機関」に、「くらし保健福祉部保健医療福祉課南大隅町駐在機関」を「くらし保健福祉部医師・看護人材課南大隅町駐在機関」に改める。

(初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 初任給, 昇格, 昇給等に関する規則 (昭和 60 年鹿児島県規則第 67 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 4 級の項中「知事秘書官 (4 級)」を「秘書官」に改め, 同表 5 級の項中「技術補佐 (5 級)

総括秘書官 を「技術補佐 (5 級)」に改める。

知事秘書官 (5 級) 」

別表第 1 エの表 7 級の項中 「監
参事」 を「監」に改める。

別表第 1 オの表 6 級の項中 「監
参事」 を「監」に改める。

附 則

この規則は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 36 号

県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

県政の企画調整の組織及び運営に関する規則 (昭和 38 年鹿児島県規則第 59 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企画懇談会」を「総合政策会議」に改める。

第 5 条中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

「第 3 章 企画懇談会」を「第 3 章 総合政策会議」に改める。

第 6 条中「企画懇談会」を「総合政策会議」に, 「企画及び」を「政策立案及び部局横断的な取組の」に, 「行なう」を「行う」に改める。

第 7 条中「企画懇談会」を「総合政策会議」に改め, 同条第 4 号中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

第 8 条中「企画懇談会」を「総合政策会議」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「企画部長」を「総合政策部長」に改め, 同項中第 6 号を削り, 第 5 号を第 6 号とし, 第 4 号を第 5 号とし, 第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 総務部広報課長

第 10 条第 1 項第 8 号中「企画部企画課長」を「総合政策部総合政策課長」に改め, 同項第 9 号中「PR・観光戦略部かごしま PR 課長」を「観光・文化スポーツ部かごしま PR 課長」に改め, 同項中第 10 号を削り, 第 11 号を第 10 号とし, 第 12 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げ, 同条第 2 項中「企画部長」を「総合政策部長」に改める。

第 11 条第 1 項中「企画部長」を「総合政策部長」に改め, 同条第 2 項中「企画部長」を「総

合政策部長」に、「企画部企画課長」を「総合政策部総合政策課長」に改める。

第 13 条 及 び 第 14 条 第 1 項 中 「企 画 部 長」を「総合政策部長」に改める。

第 15 条 中 「企 画 懇 談 会」を「総合政策会議」に、「企画部企画課」を「総合政策部総合政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 3 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一
鹿 児 島 県 議 会 議 長 田 之 上 耕 三
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員 長 野 信 弘
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長 采 女 博 文
鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

のように改正する。

別記第 3 号様式中「S. H 年 月 日」を「年 月 日」に、
「受診年月日 年 月 日」を「受診年月日 年 月 日」
医療機関名 _____ を 医 療 機 関 名 _____ に
判 定 医 師 _____ 印」 判 定 医 師 (署 名) _____」

改める。

別記第 4 号様式中「 医師名 印」を「医師名 (署名) 」に改める。

別記第 5 号様式中「印」を削る。

別記第 7 号様式中 「 病 名 承認を受けようとする期間 」を

「 ※ 病 名 ※ 承認を受けようとする期間 」に、

「

療 養 の 場 所	本 人 印

」

を

「

※ 療 養 の 場 所

」

に改め、同様式注中注を

注 2 とし、同様式注に注 1 として次のように加える。

注 1 ※印を付した欄は、職員が記入すること。

別記第 9 号様式中「印」を削る。

別記第10号様式中「 医師名 印」を「医師名（署名） 」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県職員安全衛生管理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。